

大仙市電気事業経営戦略

団 体 名 : 大仙市

事 業 名 : 大仙市小水力発電事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 20 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	2人	最 大 出 力 * 1	18kw
発 電 施 設 数	水力発電 1箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	97,675kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	34円(税抜)
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	1箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	20年

*1 最大出力については保有している発電施設のうち最大のものを記載。年間発電電力量及び年間電力料収入は、保有する全ての発電施設の合計を記載。
kwh当たり単価及び平均施設稼働年数は、保有する全ての発電施設の平均を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	R1 937千円	R2 1348千円	R3 1200千円(見込)
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R1 100%	R2 100%	R3 100%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	R1 0千円	R2 0千円	R3 0千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	R1 0%	R2 0%	R3 0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

令和元年5月21日売電開始。売電収入を発電施設のメンテナンス・部材の更新及び一般会計への繰出等に充てるものであるが、現状は水量不足、ゴミ詰まり等により想定以下の電力収入となっていることから、直近3年間の売電収入を基に経営戦略を策定する必要がある。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

$$\text{資金不足比率〔法適用企業の場合〕} = (\text{地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額}) / ((\text{営業収益}) - (\text{受託工事収益})) \times 100$$

$$\text{資金不足比率〔法非適用企業の場合〕} = (\text{地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額}) / ((\text{営業収益}) - (\text{受託工事収益})) \times 100$$

2. 経営の基本方針

地球温暖化対策への取組みの一環として、既存の農業用水路を活用した小水力発電に取組み、地域住民に再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出量の削減の取組みを普及・啓発することで、環境負荷の小さい地域作りの推進を目的とする。

発電した電力は、再生可能エネルギー固定価格買取制度により20年間、全量を東北電力に売電する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

■一般会計への繰出金

大仙市で運営している農業情報センター及び新規就農者研修施設の運営費へ充当することを予定している。

②収支計画のうち財源についての説明

■売電収入

令和元年度から3年度までの売電収入に基づき売電金額を算定している。水量不足等による減収リスクへの対応、施設の計画的な更新及び災害等による被災対応に備え、売電収益は「大仙市小水力発電施設運営基金」に積立てをするほか、令和4年度からは収益の一部を一般会計に繰出し、大仙市で運営している農業情報センター及び新規就農者研修施設の運営費への充当を検討する。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■一般管理費

発電施設保守点検業務委託、地元頭首工管理委員会との管理協定に基づく頭首工及び発電施設までの水路の維持管理謝礼、消耗品、通信料等。また、年次計画に基づきベアリング等設備の更新を行い、施設の安定稼働を図る。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

発電量等のモニタリングを実施し、経営戦略の事後検証、見直しを行う。